

第1章 計画の趣旨等

1 計画の趣旨

少子高齢化や核家族化の進行等により、人間関係が希薄化し、家族や地域の支え合い機能が低下する中、だれもが安心して暮らせる地域づくりに向けた施策展開を図るもの

2 計画の位置付け

- ・社会福祉法に基づく都道府県地域福祉支援計画
- ・大分県長期総合計画の部門計画
- ・ユニバーサルデザイン推進の基本指針

3 計画期間

5年間（令和2～6年度） ※ 現行計画の期間
平成27～31年度

第2章 地域福祉を取り巻く現状

第1節 人口減少・少子高齢化や世帯構造の変化

- 1 人口減少・少子高齢化の進行
- 2 世帯構造の変化
 - (1) 世帯構成
 - (2) 高齢者のいる世帯の状況

第2節 支援が必要な人の状況

- 1 高齢者の状況
- 2 障がい者の状況
- 3 児童の状況
- 4 生活困窮者等の状況
- 5 災害対策

第3章 計画の基本的事項

1 計画の基本理念

子どもから高齢者まで、だれもがともに支え合い、人と人とのつながりを感じ安心して暮らせる地域共生社会の実現

2 施策の基本的方向

- 1 地域共生社会の実現に向けた体制づくり
- 2 地域共生社会を支える人づくり
- 3 多様な地域資源による福祉基盤づくり

第4章 計画の具体的取組

第1節 地域共生社会の実現に向けた体制づくり

1 関係機関・団体等の役割

- (1) 社会福祉協議会 (2) 地域の相談支援機関 (3) 地域福祉団体

2 包括的な相談支援体制の整備

- (1) 複合的課題に対応する相談体制の整備
- (2) 多機関の協働による支援体制の整備

第2節 地域共生社会を支える人づくり

1 地域における担い手の確保・育成

- (1) 県民一人ひとりの役割
- (2) 民生委員・児童委員への支援の充実
- (3) 社会福祉法人等による地域貢献活動の促進
- (4) 多様な地域福祉の担い手の発掘

2 福祉サービス人材の確保・育成

第3節 多様な地域資源による福祉基盤づくり

1 共生意識の醸成

- (1) ユニバーサルデザインの推進

2 共に支え合う地域力の向上

- (1) 多世代交流活動の推進
- (2) 多様な主体が参画し地域課題に取り組む場づくりの推進
- (3) 住民参加型福祉サービス等の推進
- (4) 民間事業者等との協働
- (5) 災害時に配慮を要する人を支える地域づくりの推進

3 多様化する生活課題への対応

- (1) 生活困窮者等に対する支援
- (2) 社会的孤立等への対応
- (3) 通院や買い物等移動に困難を抱える人に対する支援

4 権利擁護の推進

- (1) 成年後見制度等の利用促進
- (2) 児童・高齢者・障がい者の虐待防止

5 社会福祉事業の質の確保

- (1) 指導監査
- (2) 第三者評価と苦情解決

相談支援包括化推進員・地域力強化推進員の活動イメージ

新たな人材に求められる役割 ※H29国庫補助事業実施要綱より

○ 相談支援包括化推進員

複合的な課題を抱える相談者や世帯の支援を行う

- ① 課題の把握、② プランの作成、③ 相談支援機関等との連絡調整（相談支援包括化推進員会議）、④ 支援の実施状況の把握や内容に関する指導・助言

○ 地域力強化推進員（住民主体の取組をコーディネート）

（丸ごと受け止める地域づくり）

住民自らが把握する課題を地域で包括的に受け止め、必要に応じて支援機関につなぐ地域の体制づくり

（我が事の地域づくり）

住民が関係機関等とともに地域課題の解決に取り組む

新たな人材の配置による我が事・丸ごとの地域共生社会イメージ

住民の様々な相談

生活に困窮している50代男性

両親とひきこもりの息子の3人世帯
債務等他課題有

非正規雇用と無職の妻、障がい児2人の4人世帯

当座の生活費がないものの、次の給与まで繋げば立ち直れる困窮者

住民の身近な相談相手・ニーズのキャッチ

民生委員
民生委員
民生委員
民生委員

直接繋ぐ

判断の難しいケース

直接繋ぐ

新たな人材の役割

地域力強化推進員
・民生委員では判断の難しいケースの検討

地域づくり

地域の相談機関

自立相談支援機関

生活困窮者に対する包括的な相談支援
生活や就労等を一体的に支援

地域包括支援センター

高齢者の相談支援
権利擁護や介護予防支援

相談支援事業所

障がい者の相談支援
障害福祉サービスの利用支援

くらしサポート実施施設

生活に困難を抱える方々に対する寄り添い支援（経済的援助を含む）

単一機関等で解決できない事例

それぞれの支援で完結

新たな人材の役割

相談支援包括化推進員

単一機関で解決できない相談ケースについて、相談支援包括化推進員が主体的に下記の手順により解決に向けて取り組む。

- ① 課題の把握
- ② プランの作成
- ③ 相談支援機関等との連絡調整
- ④ 状況把握や支援内容の調整等
- ⑤ その他必要な支援

地域共生社会推進人材養成研修（H30～）

市町村における包括的な支援体制の構築に関連する人材

【相談支援包括化推進員】

- （目的）** ・相談支援機関間の連携をコーディネート。
 ・困難ケースに関するケース会議や支援を担う。
- （目安）** 市町村ごと1名以上

【地域力強化推進員】

- （目的）** ・地域課題の集積や関係機関等の連携構築。
 ・住民の協働意識の醸成。
- （目安）** 日常生活圏域ごと1名以上

【H30養成実績】（ ）R1養成予定
 合計28(29)名【16(15)市町村】

【参加者内訳】

地域包括職員10(10)名・社協職員9(7)名
 生活困窮者自立相談支援員7(7)名
 生活支援コーディネーター4(3)名（一層）ほか

【H30養成実績】（ ）R1養成予定
 合計31(38)名【16(14)市町村】

【参加者内訳】

社協職員15(9)名・地域包括職員10(13)名
 生活支援コーディネーター5(12)人（二層）ほか

カリキュラムの構成

本研修は各市町村の推薦により受講するものとし、今後の地域共生社会の構築の中心を担う人材を育成する。
 研修は全5日間（ブロック毎のフィールドワークを含む）で構成し、実践的な内容をメインにカリキュラムを作成する。

相談支援包括化

地域力強化

共通講義（1日間）

《狙い》
 地域共生社会の目指す姿や関連する法制度について学び、共通理解を深める。

《内容案》
 ・地域共生社会に関する背景及び概要
 ・国及び県内の動向
 ・地域福祉概論

専門講義（2日間）

《狙い》
 関連制度の理解を深める
 《内容案》
 ・関連制度の概要
 ・事例に基づくワーク

専門講義（2日間）

《狙い》
 地域住民との協働とニーズ把握の手法を学ぶ
 《内容案》
 ・ニーズ把握の方法
 ・先進事例の学習

フィールドワーク（1日間）

《狙い》
 関係機関や職種も集まるブロック別研修を開催し、事例をベースに、実際の相談から地域づくりまで一貫した連携方法について学ぶ。

《内容案》
 ・事例検討
 ・相談の受付から支援のコーディネート
 ・ニーズからの地域づくりの実践

共通講義（1日間）

《狙い》
 これまでの学習を活かし、所属している地域の課題や今後取り組むべき業務について理解を深め、実践を促す

《内容案》
 ・所属地域の課題収集
 ・担当業務の分析
 ・解決方法の検討に関するワーク